

付議第2号

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案に 係る意見聴取に関する議案

平成23年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求める。

〔 高知県教育委員会事務委任規則 〕

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第14条の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成 年 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

1 施設の名称

高知県立塩見記念青少年プラザ

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市中秦泉寺365番地2

特定非営利活動法人たびびと

3 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

參 考 資 料

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。